## 産4 目次 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

[ ] 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 届出事項の概要
  - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地名称 株式会社大町所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか
  - 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名 (変更前)

ア 名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

イ 氏名 北谷 定義

住所 瀬戸内市長船町西須恵五九九番地の二

ウ 名称 株式会社ハートコープおかやま

住所 瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八番地の一

代表者の氏名 長房 照勝

工 名称 有限会社延原手延素麺製造所

住所 瀬戸内市長船町土師六六八番地の三

代表者の氏名 延原 茂

(変更後)

ア 名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

- イ 退店のため削除
- ウ 退店のため削除
- エ 退店のため削除
- 4 変更年月日

令和二年七月三十一日ほか

二 届出年月日

令和七年二月六日

- 三 縦覧の期間及び場所
  - 1 縦覧の期間

令和七年二月十八日から同年六月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課